

# 三原市中小事業者月次支援金

緊急事態措置、まん延防止等重点措置及び広島県の集中対策実施に伴う外出自粛等の影響により、売上が30%以上減少した市内中小事業者に対して、三原市中小事業者月次支援金を支給します。

## 申請期間

令和3年10月4日(月)～令和4年1月31日(月)

※当日消印有効

## 支給額

1事業者あたり **5万円/月**

※県の「頑張る中小事業者月次支援金」5月分～9月分  
のうち、給付決定を受けている月

## 対象者

市内に本店(個人事業主の場合は居住地)及び店舗がある  
中小法人・個人事業主

- 売上が前年同月比(又は前々年同月比)で30%以上減少しており、県の「頑張る中小事業者月次支援金(5月分～9月分)」を受給していること
- 県の「感染症拡大防止協力支援金(第1期～第4期)」及び「大規模施設等協力金(第1期～4期)」の**対象事業者に該当しないこと**
- 申請日までに県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を宣言しており、感染予防対策に取り組んでいること
- 今後も事業を継続する意思があること
- 市税を滞納していないこと
- 三原市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者

## 申請方法

裏面に記載している必要書類を添えて、市役所(商工振興課)に郵送又は持参により提出してください。

申請・お問い合わせ先

〒723-8601  
三原市港町三丁目5番1号  
三原市役所 商工振興課(本庁3階 ④窓口)  
☎0848-67-6072

裏面へつづく

## 必要書類

- ① 三原市中小事業者月次支援金支給申請書(様式第1号)
- ② 誓約書兼同意書(様式第2号)
- ③ 「頑張る中小事業者月次支援金(県)」の申請書及び給付決定通知書の写し  
※申請書の控えがない場合は、「頑張る中小事業者月次支援金(県)」申請時に提出した売上台帳の写し
- ④ 本店所在地または居住地が分かる書類の写し  
[法人]登記簿謄本(90日以内に発行されたもの)  
[個人]運転免許証、住民票、保険証等
- ⑤ 市内の店舗所在地が分かる書類(許可証、納品書、青色申告決算書(事業所所在地欄に記載があるもの)、ホームページ等)の写し
- ⑥ 県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言書の写し
- ⑦ 通帳の写し(表紙と表紙の裏面(カナ名義が記載されているページ)の両方)
- ⑧ チェックシート

※申請書の様式等は市ホームページからダウンロード可能です。  
市役所1階ロビー又は3階商工振興課でも配付しています。

## Q & A

主なQ&Aを掲載しています。詳しくは、様式にある「よくある質問」をご確認ください。

Q1

対象業種はありますか？

A1

緊急事態措置、まん延防止等重点措置及び広島県の集中対策実施に伴う外出自粛等の影響を受けており、「頑張る中小事業者月次支援金(県)」を受給していれば、業種は問いません。ただし、「感染症拡大防止協力支援金(県)」又は「大規模施設等協力金(県)」の対象となっている事業者は対象外です。

Q2

飲食店ですが、緊急事態措置でなかった7月分のみ「頑張る中小事業者月次支援金(県)」を受給しています。7月分のみ対象となりますか？

A2

令和3年5月～9月の間で「感染症拡大防止協力支援金(県)」又は「大規模施設等協力金(県)」の対象事業者となった場合は、「頑張る中小事業者月次支援金(県)」を受給していても、対象になりません。ただし、テイクアウト専門店、店内に飲食スペースを設けていない、営業時間が昼のみ等の営業形態により、「感染症拡大防止協力支援金(県)」又は「大規模施設等協力金(県)」の対象となっていない飲食店については対象となります。

Q3

「頑張る中小事業者月次支援金(県)」がすでに振り込まれていますが、給付決定通知書が届いていません。通知書の代わりに給付されたことが分かる通帳の写しを添付してもよいですか？

A3

通帳の取引明細ページだけでは、何月分の支援金給付であるか確認ができませんので、必ず通知書の写しを添付してください。

Q4

「頑張る中小事業者月次支援金(県)」5月分～9月分の受給者が対象になっていますが、毎月申請書を提出しないといけないのでしょうか？

A4

「頑張る中小事業者月次支援金(県)」の給付決定通知書があれば、複数月分をまとめて申請いただけます。また、通知書が届き次第、ひと月分ごとに申請いただくことも可能です。



三原市「中小事業者月次支援金」  
※市HPへ移動します  
※市独自のその他の事業についても掲載しています



広島県「頑張る中小事業者月次支援金」  
公式HP